

名古屋便出張トライアル助成金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 山形空港利用拡大推進協議会(以下「協議会」という。)は、平成28年3月27日から2往復の運航となった山形～名古屋便について、企業等における出張利用の促進を図り、早期に安定的な利用者確保するため、山形～名古屋便を積極的に利用する企業等に対し、この要綱で定めるところにより、予算の範囲内で助成金を交付する。

(助成金の交付対象者、対象要件、助成額及び助成数等)

第2条 助成金の交付対象者、対象要件、助成額及び助成数等は、次の表のとおりとする。

対象者	おいしい山形空港サポーターズクラブ企業会員 ただし、地方税法第25条第1項第1号(※)に規定される法人・団体の会員については対象外とする。
対象便	山形～名古屋便
対象期間	平成28年5月1日(日)から平成29年3月31日(金)の搭乗 ただし、平成28年5月2日(月)以降においしい山形空港サポーターズクラブ企業会員となった場合は、対象期間の始期は同クラブ入会届出書の提出があった日(同クラブ事務局(山形空港ビル株)が受理した日)とする。
対象要件	上記対象期間に、対象者である事業所の社員・職員が、山形～名古屋便を出張利用で合計20回利用(片道換算)した場合に1会員1回限り助成する。 ※1 平成26～27年度に航空便出張トライアル・キャッシュバック又はステップアップ助成を受けた会員についても、上記要件を適用する。 ※2 「おいしい山形空港サポーターズクラブ会員限定名古屋便2便化キャンペーン 山形＝名古屋小牧線往復5,000円助成」の利用も対象とする。
助成額	5万円
助成数	予算の範囲内(先着順)

※参考条文(地方税法)

(個人以外の者の道府県民税の非課税の範囲)

第25条 道府県は、次に掲げる者に対しては、道府県民税の均等割を課することができない。
ただし、第二号に掲げる者が収益事業を行う場合は、この限りでない。

- 一 国、非課税独立行政法人(略)、国立大学法人等(略)、日本年金機構、都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合、財産区、合併特例区、非課税地方独立行政法人(略)、公立大学法人、港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)の規定による港務局、土地改良区及び土地改良区連合、水害予防組合及び水害予防組合連合、土地区画整理組合並びに独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構

(交付申請)

第3条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別記様式「名古屋便出張トライアル助成金交付申請書」に、利用済み搭乗券の若しくはご搭乗案内の原本（以下「搭乗券等」という。）を添付のうえ、おいしい山形空港サポーターズクラブ事務局を通じて協議会に提出するものとする。

※申請書提出先

〒999-3776 山形県東根市羽入柏原新林3008

おいしい山形空港サポーターズクラブ事務局（山形空港ビル(株)内）

(交付決定)

第4条 協議会は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、これを審査し適当と認めるときは、交付の決定をするものとする。

(助成金の返還)

第5条 協議会は、虚偽の内容その他不正の行為により助成金の交付を受けた者があると認めるときは、当該助成金の返還を申請者に命ずることができる。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年5月1日から施行する。